



# 鳥取県公報

平成14年 5月28日(火)  
第 7 3 8 6 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

|      |  |
|------|--|
| 告 示  | 土地改良区の定款の変更の認可 (315) (耕地課) ..... 1                 |
|      | 電線共同溝を整備すべき道路の指定 (316) (道路課) ..... 1               |
|      | 収入証紙の小売りさばき人の指定の廃止 (317) (審査課) ..... 1             |
| 選管告示 | 選挙管理委員会の招集 (48) ..... 2                            |
| 教委規則 | 鳥取県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則 (24) (高等学校課) ..... 2 |
| 教委告示 | 平成15年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針 (12) (高等学校課) ..... 3         |
| 公 告  | 危険物の取扱作業の保安に関する講習会の開催 (消防課) ..... 5                |
| 調達公告 | 落札者の決定 (4件) (病院局総務課) ..... 6                       |
| 正 誤  | 平成14年 5月10日付鳥取県公報第7381号中訂正 (環境政策課) ..... 8         |

## 告 示

### 鳥取県告示第315号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第30条第2項の規定に基づき、湖東大浜土地改良区の定款の変更を平成14年 5月17日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成14年 5月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県告示第316号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法 (平成 7年法律第39号) 第3条第1項の規定に基づき、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定により告示する。

平成14年 5月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

| 道路の種類 | 路 線 名 | 区 間  |
|-------|-------|--|
| 県 道   | 皆生西原線 | 米子市上福原五丁目1151 - 3 地先から同市東福原六丁目546 - 1 地先まで |

### 鳥取県告示第317号

次のとおり鳥取県収入証紙小売りさばき人の指定を廃止したので、告示する。

平成14年 5月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

| 廃止年月日       | 住 所              | 名 称           |
|-------------|------------------|---------------|
| 平成14年 5月24日 | 鳥取市若葉台南七丁目 5 - 1 | 株式会社新産業創造センター |

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第48号

平成14年第 9 回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成14年 5月28日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

- 1 日時 平成14年 5月29日 (水) 午後 2 時15分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁 選挙管理委員室
- 3 議題
  - (1) 若桜町長選挙に係る審査申立てについて
  - (2) その他

## 教育委員会規則

鳥取県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年 5月28日

鳥取県教育委員会委員長 八 百 谷 善 江

### 鳥取県教育委員会規則第24号

鳥取県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県立高等学校の通学区域に関する規則 (昭和30年鳥取県教育委員会規則第 1 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

| 改 正 後        |         | 改 正 前        |         |
|--------------|---------|--------------|---------|
| 別表 (第 2 条関係) |         | 別表 (第 2 条関係) |         |
| 区 分          | 通 学 区 域 | 区 分          | 通 学 区 域 |

|               |          |  |   |               |          |  |   |
|---------------|----------|--|---|---------------|----------|--|---|
| 全日<br>制課<br>程 | 普通<br>学科 | 略  | 倉吉市及び東伯<br>郡並びに気高郡<br>のうち青谷町及<br>び西伯郡のうち<br>中山町 | 全日<br>制課<br>程 | 普通<br>学科 | 略  | 倉吉市及び東伯<br>郡並びに気高郡<br>のうち青谷町及<br>び西伯郡のうち<br>中山町 |
|               |          | 倉吉東高等学校<br>倉吉西高等学校<br>鳥取中央育英高<br>等学校<br>由良育英高等学校<br>赤碕高等学校 |   |               |          | 倉吉東高等学校<br>倉吉西高等学校<br><br>由良育英高等学校<br>赤碕高等学校 |   |
|               |          | 略  |   |               |          | 略  |   |
| 略             |          | 略  |   | 略             |          | 略  |   |
| 備考 略          |          |  |   | 備考 略          |          |  |   |

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第12号

平成15年度鳥取県立高等学校入学者選抜を次の方針により実施する。

平成14年 5月28日

鳥取県教育委員会委員長 八 百 谷 善 江

平成15年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針

1 基本方針

鳥取県立高等学校入学者選抜は、各高等学校が、それぞれの学科やコースの特色にふさわしい選抜方法により生徒の能力や適性等を総合的に評価して行うものとする。

2 出願資格

鳥取県立高等学校入学者選抜に出願できる者は、中学校（これに準ずる学校を含む。）を卒業した者若しくは平成15年3月に卒業する見込みの者又は学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第63条各号のいずれかに該当する者とする。

3 全日制課程及び定時制課程における入学者選抜

(1) 推薦入学者選抜

高等学校長は、次に定めるところにより、学科又はコースの特性に応じて、中学校長が推薦する者のうちから推薦入学者の選抜を実施することができる。

なお、推薦入学者選抜に係る募集人員は、各学科又はコースの募集定員の2分の1の範囲内とする。

ア 実施期日

平成15年2月7日（金）

イ 検査内容

(ア) 面接は、入学志願者全員に対して実施する。

(イ) 作文及び実技検査は、学科又はコースの特性により、必要に応じて実施する。

#### ウ 選抜方法

合格者は、推薦書、調査書の合計評定並びに第3学年の必修教科及び英語（以下「必修教科等」という。）の評定以外の記録、面接、作文及び実技検査の結果等を資料とし、総合的に判定する。

なお、調査書の合計評定は、第3学年の必修教科等の評定の合計によるものとする。この場合、1教科又は2教科の評定を2倍することができるものとする。

#### エ 選抜結果の通知等

選抜結果は、中学校長を通じて本人に通知する。

なお、平成15年3月13日（木）に、一般入学者選抜の合格者の発表と併せて、その結果を発表する。

### (2) 一般入学者選抜

高等学校長は、次に定めるところにより、一般入学者選抜を実施するものとする。

#### ア 実施期日

平成15年3月6日（木）及び7日（金）（学力検査は、平成15年3月6日（木））

#### イ 検査内容

(ア) 学力検査は、入学志願者全員に対して次により実施する。

##### a 実施教科

国語、社会、数学、理科及び英語の中から、3教科以上を実施するものとする。この場合において、入学志願者に受検教科を選択させる方法によることもできるものとする。

##### b 検査時間等

各教科とも50分間の検査時間とし、国語、数学、社会、英語、理科の順に実施する。

ただし、実施教科が3教科又は4教科の場合には、実施しない教科の検査時間に作文等の他の検査を実施することができる。

##### c 配点等

(a) 各教科の配点は、50点とする。

(b) 実施教科が3教科の場合は、実施教科の得点の合計を1.5倍又は2倍したものを合計得点とする。

(c) 実施教科が4教科の場合は、実施教科の得点の合計又はその得点の合計を1.5倍若しくは2倍したものを合計得点とする。

(d) 実施教科が5教科の場合は、実施教科の得点の合計を合計得点とする。この場合、1教科又は2教科について、1.5倍又は2倍とする傾斜配点をすることができる。

(e) 学力検査の合計得点と調査書の合計評定との比率は、6対4から4対6までの範囲内とするものとする。

(イ) 面接は、入学志願者全員に対して実施する。

(ウ) 作文及び実技検査は、学科又はコースの特性により、必要に応じて実施する。

#### ウ 選抜方法

合格者は、調査書の合計評定及び第3学年の必修教科等の評定以外の記録、学力検査の合計得点、面接、作文及び実技検査の結果等を資料とし、総合的に判定する。

なお、調査書の合計評定は、第3学年の必修教科等のうち、学力検査を実施する教科の評定を2倍、学力検査を実施しない教科の評定を4倍し、その合計によるものとする。

#### エ 合格発表

平成15年3月13日（木）

#### オ 繰上合格

合格発表後に入学辞退者があり、合格者が募集定員に満たなくなった場合には、あらかじめ定めた順序

により繰上合格をすることができる。

(3) 再募集入学者選抜

高等学校長は、次に定めるところにより、推薦入学者選抜及び一般入学者選抜の合格発表後に募集定員に達していない学科又はコースについて、再募集入学者選抜を実施するものとする。

ア 実施期日

平成15年3月25日(火)

イ 検査内容

(ア) 面接は、入学志願者全員に対して実施する。

(イ) 学力検査、作文及び実技検査は、学科又はコースの特性により、必要に応じて実施する。

ただし、一般入学者選抜の学力検査の結果を再募集入学者選抜に利用することができる。

ウ 選抜方法

合格者は、調査書の合計評定及び第3学年の必修教科等の評定以外の記録、面接、学力検査、作文及び実技検査の結果等を資料とし、総合的に判定する。

なお、調査書の合計評定は、第3学年の必修教科等の評定の合計によるものとする。この場合、1教科又は2教科の評定を2倍することができるものとする。

エ 合格発表

平成15年3月27日(木)

4 通信制課程における入学者選抜

鳥取県立鳥取西高等学校及び鳥取県立米子東高等学校の校長は、次に定めるところにより、通信制課程における入学者選抜を実施するものとする。

(1) 実施期日

平成15年3月3日(月)から同月20日(木)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の間の出願時に実施する。

(2) 検査内容

入学志願者全員に対し、面接を実施する。

(3) 選抜方法

合格者は、面接の結果及び調査書等を資料とし、総合的に判定する。

(4) 選抜結果の通知

選抜結果は、入学志願者全員に対して通知する。

5 配慮事項

(1) 検査に当たっての配慮

身体に障害のある生徒及び海外帰国生徒については、各検査に当たり、それらの生徒の個々の事情に応じた配慮をするものとする。

(2) 選抜に当たっての配慮

過年度中学校卒業生、海外帰国生徒及び中学校における長期欠席の生徒については、選抜に当たり、それらの生徒の個々の事情に応じた配慮をするものとする。

6 その他

鳥取県立高等学校入学者選抜の詳細については、教育委員会が別に定める。

---

公 告

---

り実施する。

平成14年5月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 1 受講対象者

危険物取扱者免状の交付を受けている者で危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事しているもの

#### 2 講習の日時及び場所

- |                   |                    |
|-------------------|--------------------|
| (1) 平成14年7月19日(金) | 午前9時30分から午後0時30分まで |
| 鳥取市東町一丁目220       | 鳥取県庁講堂             |
| (2) 平成14年7月22日(月) | 午後1時30分から午後4時30分まで |
| 米子市鞆町一丁目160       | 鳥取県西部総合事務所講堂       |
| (3) 平成14年7月23日(火) | 午前9時30分から午後0時30分まで |
| 米子市鞆町一丁目160       | 鳥取県西部総合事務所講堂       |
| (4) 平成14年7月26日(金) | 午前9時30分から午後0時30分まで |
| 倉吉市東巖城町2          | 鳥取県中部総合事務所講堂       |
| (5) 平成14年7月30日(火) | 午前9時30分から午後0時30分まで |
| 鳥取市東町一丁目220       | 鳥取県庁講堂             |

#### 3 受講手続

県内の各消防署、各市役所、各町村役場及び鳥取県消防課に備え付けてある所定の用紙により作成した受講申請書を、平成14年6月10日(月)から同月21日(金)までの間(日曜日及び土曜日を除く。)に、鳥取県消防課(〒680-8570 鳥取市東町一丁目271、電話0857-26-7065)に提出すること。(郵送による場合は、平成14年6月21日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。)

#### 4 受講手数料及びその納付方法

受講手数料は、4,700円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申請書の手数料欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

#### 5 その他

受講当日は、危険物取扱者免状を持参すること。

## 調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年5月28日

鳥取県営病院事業管理者 林 喜久治

- 1 調達件名及び数量 イオヘキソール(64.71パーセント 100ミリリットル)プラスチックボトル  
2,645本

- 2 契 約 方 式 一般競争入札
- 3 落 札 日 平成14年3月26日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社サンキ鳥取営業所  
鳥取市岩吉149 - 1
- 5 落 札 金 額 ボトル1本(100ミリリットル)につき13,841円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 6 入 札 公 告 日 平成14年2月14日
- 7 落 札 方 式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県立中央病院事務局経営課  
及び所在地 鳥取市江津730

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年5月28日

鳥取県営病院事業管理者 林 喜久治

- 1 調 達 件 名 及 び 数 量 A重油J I S 1種2号 1,056キロリットル
- 2 契 約 方 式 一般競争入札
- 3 落 札 日 平成14年3月26日
- 4 落札者の名称及び所在地 日ノ丸産業株式会社  
鳥取市今町二丁目262
- 5 落 札 金 額 1キロリットルにつき26,250円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 6 入 札 公 告 日 平成14年2月14日
- 7 落 札 方 式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県立中央病院事務局総務課  
及び所在地 鳥取市江津730

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年5月28日

鳥取県営病院事業管理者 林 喜久治

- 1 調 達 件 名 及 び 数 量 鳥取県立中央病院清掃作業 一式
- 2 契 約 方 式 一般競争入札
- 3 落 札 日 平成14年3月26日
- 4 落札者の名称及び所在地 山陰リネンサプライ株式会社  
鳥取市富安二丁目159
- 5 落 札 金 額 50,400,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 6 入 札 公 告 日 平成14年2月14日
- 7 落 札 方 式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県立中央病院事務局総務課  
及び所在地 鳥取市江津730

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年5月28日

鳥取県営病院事業管理者 林

喜 久 治

- 1 調達件名及び数量 鳥取県立厚生病院清掃作業及び食器洗浄作業 一式
- 2 契約方式 一般競争入札
- 3 落札日 平成14年3月26日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社エパークリーン  
倉吉市福庭町一丁目288
- 5 落札金額 36,750,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 入札公告日 平成14年2月14日
- 7 落札方式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県立厚生病院事務局総務課  
及び所在地 倉吉市東昭和町150

正 誤

平成14年5月10日付鳥取県公報第7381号中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 8

行 15

誤 不可とする。

正 可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）に限るものとし、(1)の場所に郵送すること。

頁 8

行 17

誤 平成14年6月20日（木）午後1時30分

正 平成14年6月20日（木）午後1時30分（郵送による入札書の受領期限は、平成14年6月19日（水）午後5時）